

正副金曼の活動状況

-会務報告-

日本弁理士会 副会長 橋本 清

1. はじめに

本年度も早いもので既に8ヶ月が過ぎようとしています。残り4ヶ月間において、本年度の事業計画を達成すべく諸政策を立案し、実施すると共に、古谷史旺会長の任期2年間の事業計画の総括をも行う必要があります。

2. 組織改革特別委員会

佐藤辰彦委員長の下, 副委員長(3名)及び担当副会 長(3名)が主導し,第1部会(役員・付属機関担当), 第2部会(委員会担当)及び第3部会(支部・地域担 当)に委員を分けて,弁理士会の組織を抜本的に見直 し,新たな組織体制を構築すべく,検討,審議してい ます。

4月から7月にかけて、構成委員からの意見収集、 全附属機関、全委員会の機関長、全支部の支部長から の意見聴取、さらには、直近の歴代会長からも意見聴 取を実施しました。又、北海道、北陸、中国、四国の 4支部については、10月に委員長及び副会長が訪問 し、正副支部長等と意見交換を行いました。

又,将来における組織変革をも想定し,附属機関の 外部機関化について,その法的側面から弁護士による 見解を求めました。

8月から9月にかけて、将来における弁理士会の組織の在り方について議論を行い、全体的な設計理念を取り纏めつつ、10月から、附属機関、委員会、支部の具体的な改革構想を、構成、運営及び人事の側面から検討しています。

10月下旬に、上記意見聴取、検討、審議及び見解を踏まえて、中間答申書を取り纏めました。これに対する会員の意見を反映させて最終答申書を取り纏めたいと考えております。

2月下旬までに、組織の設立、統合及び廃止等に関する指針を検討し、中長期的構想を含む将来展望について議論したいと考えています。

本委員会での答申内容は、次年度以降の組織改変に 反映させなければ全く意味がないので、説明会等をも 通して、次年度執行部及び全会員にその内容を周知さ せ、理解を求めていきたいと考えております。

3. 意匠委員会

ハーグ協定,改正意匠法について実務的側面での検 討をすると共に,意匠法改正に伴う審査基準の改訂に ついて審議し、特許庁に提言しました。

又,来年4月以降に予定される国際意匠登録出願の施行を想定し,12月から東京,名古屋,大阪においてハーグ協定に関するセミナーを開催しますので,是非ご参加下さい。

さらに,画像意匠の保護拡大に関する検討,部分意 匠の判例研究,外国意匠制度を踏まえた海外意匠登録 出願戦略等についても検討しています。

4. 不正競争防止法委員会

知的財産推進計画 2014 に対応すべく, 実際に企業, 関係団体等からヒアリングを実施しました。さらに中小企業からのヒアリングも実施して, 中小企業の営業

秘密の漏洩、保護について検討していきます。

又,不正競争行為の典型例である,商品形態の模倣 について,これまでの判例等の研究を通して,形態の 要素(形状,模様,色彩等)をも考慮した,侵害の成 否について検討しています。

5. 著作権委員会

知的財産推進計画 2014 に対応させ、クラウドサービス、デジタルアーカイブに関する著作権法上の問題点について検討し、これらの活性化に関して提言する予定です。

又, 地域キャラクター, 音楽コンテンツ等について も, 著作権法上の問題点を検討し, これらの活用促進 に繋げる方策を検討しています。

6. 総合政策企画運営委員会

本年度は、弁理士会、知財制度に関する中・長期的 検討という本来の職務に少しでも近づくべく、1) 若手 弁理士への業務支援(地域支援及び OJT を目的とす る会設事務所の検討を含む)、2) 中小企業等の海外事 業展開に対する支援、3) 事業承継、業務統合、提携等 の支援について検討し、提言してもらうことにしました。

上記諮問,審議委嘱事項について,会員からアンケートを収集すると共に,有識者からヒアリングを実施しました。これら情報を元に検討,議論して,有意義な提言を行いたいと考えています。

事業承継,業務統合,提携等に関しては,既に報告書を執行部に提出しており,会則及び会令の改正案をも提示しました。又,弁理士ナビとの連携も踏まえ,事業承継セミナーを1月から東京,名古屋,大阪において開催しますので、是非ともご参加下さい。

7. 地域企画調整委員会

知財総合支援窓口に関する諸問題について,本委員 会及びワーキンググループで検討し,その解決を目指 して,担当弁理士の選定基準及び方法,相談の際のガ イドライン等を、各支部の意見をも反映させて作成しました。そして、募集要項等をも含め、担当者が全国支部を訪問して説明し、周知徹底を図ることにしました。これにより、次年度には、知財総合支援窓口の運用は大幅に改善されるものと思います。

本年度の支部サミットは大阪で開催し、知財総合支援窓口の特許庁担当者様から講演を頂くと共に、担当 弁理士の選定基準及び方法、相談の際のガイドライン 等について検討しました。支部サミットについては、 有意義な点は認められるとしても、各支部の諸問題を 討論するという本来の趣旨に戻るべく、開催場所、方法、議題等については、再考するべきと思います。

8. 関東支部

担当副会長であるため、支部総会及び毎月の役員会 に出席すると共に、新人歓迎会等の行事にも参加しています。

次年度は、創設 10 周年に当たるため、既に記念行事 実行準備委員会が設立され、記念式典、セミナー等を 企画、実行するべく、準備が開始されました。

9. 東海支部

担当副会長であるため、6月に開催された「執行部 と語る会」に出席すると共に、新人研修の修了式等の 行事にも参加しました。

本年度は、海外知財情報の収集及び国際派弁理士の 育成を企図して、「国際知財委員会」を新設し、委員を 東南アジアへ海外調査派遣する予定です。

10. おわりに

これからは、各委員会から順次、答申書、報告書等が上がってきますが、それらに応えて、規則改正、政策執行等をしなければなりません。会員の皆様には、これまでにも増して、ご協力、ご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。

以上